

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県佐世保市有福町900番地1

氏 名 株式会社山口商店 代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 5年 3月 10日

許可の有効年月日 令和10年 3月 9日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
破砕（移動式）	廃プラスチック類（金属くずとの混合物に限る。）、木くず、金属くず 以上3種類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び鉛含有ばいじん等を除く。） （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供する事業場の施設

廃プラスチック類等の破砕施設（移動式）（プラスチック・破砕機（株式会社 山崎 MS 2000 機））

保 管 場 所	長崎県佐世保市有福町870番地
設 置 年 月 日	令和5年6月10日
処 理 能 力	プラスチック類等 8t/日（8時間）、 木くず 1.1t/日（8時間）、 金属くず 49.8t/日（8時間）

3. 許可の条件

移動式破砕に係る条件	稼 動 日 平日に限る。
	稼 動 時 間 午前5時から午後5時までに限る。
	稼 動 場 所 処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 3月10日	産業廃棄物処分業新規許可
平成20年 3月10日	産業廃棄物処分業更新許可
平成20年 5月29日	産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設の入替）
平成25年 2月18日	産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設の入替）
平成25年 3月10日	産業廃棄物処分業更新許可
平成25年 6月 3日	産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設の入替）
平成30年 3月10日	産業廃棄物処分業更新許可
令和 4年11月10日	産業廃棄物処分業変更届出（ベースマシンの入替）
令和 5年 2月27日	産業廃棄物処分業変更届出（住所の変更）
令和 5年 3月 3日	産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設の保管場所の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無